秘密保持契約書（ひな形）

　大阪医科薬科大学（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、「〇〇〇〇〇」（以下「本件目的」という。）を行うに当たり、双方が開示する秘密情報の取扱い、保護、守秘義務その他関連する事項について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（定義）

第１条　本契約書において使用する「秘密情報」とは、本契約により開示された（以下秘密情報を開示した本当事者を「開示当事者」、受領した本当事者を「受領当事者」という。）、公然と知られていない、あらゆる種類の情報及びデータのことを指し、これには技術、開発に関する情報のみならず、営業販売に関する情報、事業、運営等に関わる情報及びコンピュータのプログラム技術に関する情報を含む。また、秘密情報には、以上の情報が含まれ、本契約により開示される、電子媒体及び書類を含む、あらゆる種類の記録媒体（以下「記録媒体」という。）自体も含まれる。

２　開示当事者は秘密情報を記録媒体に記録して開示する場合は、当該記録媒体に秘密である旨を表示しなければならない。また、秘密情報を口頭又は視覚的方法により開示する場合は、開示に際し秘密である旨明示し、開示後３０日以内に当該秘密情報の内容を書面で受領当事者に対して通知しなければならない。

３　前項にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報に含まないものとする。

一　受領当事者が開示当事者から開示を受ける前に既に保有し、又は正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負うことなく入手していたと立証できるもの

二　受領当事者が開示当事者から開示を受ける前に既に公知又は公用となっているもの

三　受領当事者が開示当事者から開示を受けた後に受領当事者の責によらず公知となったもの

四　受領当事者が開示当事者から開示を受けた後に、正当な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を負うことなく入手したもの

五　受領当事者が書面により開示当事者から事前の承諾を得たもの

六　受領当事者が開示当事者から開示された秘密情報に基づかず、独自に開発したと立証できるもの

（目的外使用の禁止）

第２条　受領当事者は、本件目的以外に開示当事者の秘密情報を使用しないものとする。但し、開示当事者の文書による同意が得られた場合には同意が得られた範囲内で、使用できるものとする。

（秘密保持）

第３条　受領当事者は、開示当事者の秘密情報について、善良なる管理者の注意をもって秘密を保持するものとし、書面による開示当事者の承諾なくして、第三者に開示又は漏洩しないものとする。

２　本契約の内容及びその締結の事実は、前項に準じて秘密保持されるものとする。

３　前二項にかかわらず、法令又は裁判所の命令により秘密情報の開示を義務づけられたときは、当該命令者に秘密情報を開示することができる。ただし、開示する範囲を必要な範囲に留めるとともに、可能な限り事前に開示当事者に開示先及び開示する範囲を通知しなければならないものとし、かつ当該開示後においてもなお秘密情報事項として取扱うものとする。

４　第一項の規定にかかわらず、受領当事者は開示当事者の秘密情報を、弁護士、会計士その他の専門家に対して、本契約に定めると同一の秘密保持義務を負わせたうえで、開示することができる。

（秘密情報の管理及び義務）

第４条　受領当事者は、開示当事者の秘密情報の管理について、取扱い責任者を定め厳重に管理する。

２　受領当事者の取扱い責任者は次のとおりとする。

甲　大阪医科薬科大学　所属・部署名　職名　氏名

乙　組織名　所属・部署　職名　氏名

３　受領当事者は、本件目的の遂行に携わる限定された自己の従業員・教員・職員・役員に対してのみ、秘密情報を開示するものとし、当該開示に際し、秘密情報が秘密を保持すべき事項であることを明示するとともに、それぞれ自己が負う秘密保持義務と同等の義務を課し、本契約の違反につき一切の責任を負うものとする。

（複製制限及び譲渡禁止）

第５条　受領当事者は、本件目的の遂行の範囲を超えて秘密情報の全部又は一部を複製してはならない。

２　受領当事者は、本契約上の地位及び権利義務を相手方の事前の書面による同意のない限り、第三者に対して譲渡してはならない。

（発明等の取扱）

第６条　受領当事者が開示当事者から開示された秘密情報に基づいて発明、考案、又は意匠の創作等（以下、「発明等」という。）をなした場合は、受領当事者は、直ちに開示当事者に対し通知するものとし、かつ、発明等の権利の帰属、取扱い等について協議の上、別途契約を締結するものとする。

（報告・損害賠償等）

第７条　秘密情報が第三者に漏洩した場合又はそのおそれが生じた場合、受領当事者は、直ちに開示当事者に漏洩に関する事実を報告し、開示当事者の指示に従って、秘密情報を記載した書類の回収等の適切な処置を講ずるとともに、秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう善後措置に最善を尽くすものとする。

２　受領当事者は、自己の責めに帰すべき事由により本件契約上の義務に違反し、秘密情報を漏洩するなど、開示当事者に損害が生じた場合は、開示当事者に対する通常かつ直接の損害について損害賠償責任を負う。

（差し止め）

第８条　契約当事者は、相手方が本契約に違反し、または違反するおそれがある場合には、その差止め、またはその差止めに係る仮の地位を定める仮処分を申し立てることができるものとする。

（契約期間）

第９条　本契約は、〇〇年〇月〇日から、本件目的が終了したとき、又は〇〇年〇月〇日のうちいずれか早く到来する日までとする。ただし、この期間は、両当事者の書面による合意の上、変更できるものとする。

（有効期間）

第１０条　前条の規定にかかわらず、第２条から第６条までの規定は、本契約の終了の日から３年間有効に存続するものとする。

（契約終了時の措置）

第１１条　受領当事者は、本契約が終了など不要となった場合又は開示当事者の要求があるときは、直ちに開示当事者の指示に従い秘密情報を返却又は自己の責任において記録媒体を破棄若しくは消去しなければならない。

２　前項のうち秘密情報の消去については、消去した後にその旨を相手方に書面にて報告するものとする。

（合意管轄）

第１２条　本契約に関する一切の紛争に関しては、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第１３条　本契約に定めのない事項又は本契約の条項に関し疑義が生じた場合は、両当事者協議の上、互譲協調の精神をもってその解決に当たるものとする。

本契約締結の証として、契約書正本２通を作成し、各当事者各１通を保有する。

　　　年　　月　　日

甲　大阪府高槻市大学町２番７号

学校法人大阪医科薬科大学

大阪医科薬科大学　学長　佐野　浩一　　　印

乙　〇〇〇〇

　　　印